

適用外使用に関する公開情報

名称	高濃度のカリウム液の点滴注射
対象者	ICU 入室中かつ心臓血管外科が処方医の患者 低カリウム血症を呈する患者のうち、水分制限の必要な患者及び速やかな補正が必要な患者
承認日	西暦 2025 年 3 月 19 日
実施期間	承認日 ～
目的・意義	種々の疾患により、血液中のカリウムが減少して低カリウム血症という状態になることがあります。低カリウム血症になると、けいれんや麻痺、呼吸困難、不整脈（動悸）が起こるなど、命に関わることもあります。 低カリウム血症が起きた場合には、その原因に応じて対処するとともに、カリウムを投与して不足しているカリウムを補います。 治療に用いる注射用カリウム液は、カリウムイオンとして濃度 40mEq/L 以下に希釈し、100mEq/日を超えないことと定められています。しかし、心不全などで水分を制限しなければならない患者さんに対しては、当院のルールに従い、「適応外使用」として太い血管である中心静脈から高濃度のカリウム液を行う場合があります。
使用方法概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点滴注射用カリウム液のカリウム濃度は 500mEq/L 以下とする。 ・ 高濃度のカリウム液を点滴注射する場合は、中心静脈から投与する。（透析患者さんには透析装置から投与する場合があります。） ・ 急速な投与はしない（原則 20mEq/hr 以下）。 ・ 必ず心電図モニターを装着し、不整脈が起こらないか観察する。 ・ 必ず血液検査を行い、血液中のカリウムの値を測定する。 ・ 異常が見られたら速やかに点滴注射の減量や中止を行う。 ・ 低カリウム血症が改善され次第、高濃度のカリウム液の点滴注射は終了する。
予想される不利益と対策	<p><高濃度カリウム製剤の危険性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 急速に点滴を行った場合に心機能異常、不整脈等を発症し心停止に至る危険があります。 ・ 高濃度で点滴した場合に血管痛や静脈炎を発症する危険があります。

治療費について	この治療にかかる費用は通常の保険診療と同じです。この治療による副作用が生じた場合も保険診療になります。国の副作用被害救済制度の対象にはない場合がありますのでご了承ください。
問い合わせ先	国立病院機構金沢医療センター 血管病センター外科系診療部長 松本 康 電話 076-262-4161 FAX 076-222-2758